

若者の人間力の強化と働く意欲の向上

【平成19年度予算案：353億円】

国民一人一人がその能力や持ち味を十分発揮できる社会を実現するためには、チャレンジしやすく多様な機会のある社会の実現を目指すことが必要である。このため、年長フリーター等に対する常用就職支援など、若者の人間力の強化と働く意欲の向上を図り、新たなチャレンジをしようとする人々への支援を行う。

1 フリーター25万人常用雇用化プランの推進 218億円

(1) 年長フリーターに対する常用就職支援 40億円

○年長フリーターに対する「再チャレンジ機会拡大プラン」の実施（新規）

20億円

「ジョブクラブ（就職クラブ）」方式でセミナー、経験交流、グループワーク等を実施することによる常用就職の支援や、年長フリーターを正社員として雇用する企業に対する支援措置等により、年長フリーターの常用就職を支援する。

○「年長フリーター自立能力開発システム」の整備（新規） 20億円

年長フリーターの職業能力を判断するために企業実習を先行させる職業訓練システムの創設や、業界の求める採用条件に適應するための職業訓練コースを開発・実施する「年長フリーター自立能力開発システム」を整備する。

(2) 就職意識の度合いに対応した効果的な常用就職支援 45億円

○ヤングワークプラザにおけるフリーター就職支援の推進 4億円

希望職種が明確になっていないフリーターを対象に、「常用就職実現プラン」を策定し、同プランに基づき、個別の求人開拓や職業相談等計画的できめ細かな就職支援を実施する。

○フリーター常用就職支援事業の推進 6.3億円

全国のハローワークにおいて、フリーター常用就職サポーター（仮称）等の担当制による一貫した就職支援を実施する。

○ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施 26億円

若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）において、職場定着を促進するための支援を行うとともに、各地域のジョブカフェが相互に連携を図りつつ就職支援を行うなど、若者の状況に応じたきめ細かな支援を実施する。

○フリーター等若者に対する農業就業支援 45百万円

フリーター等若者に対し職業指導を通じて、農業で働くことについての意識の明確化を図るとともに、農業への就業を希望する者に対しては、情報提供や農業研修のあっせん等により農業への就業を支援する。

(3) 実践的な能力開発の実施 133億円

○産学官の連携による「実務・教育連結型人材育成システム」(日本版デュアルシステム)の普及促進 74億円

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練の受講を促進するための体験講習や、実習先企業の開拓等企業や民間教育訓練機関の導入を促進することにより、実務・教育連結型人材育成システムの社会的定着を図る。

○若年者試行雇用事業の推進 58億円

フリーターや学卒未就職者等について、早期の常用雇用の実現を図るため、若年者試行雇用事業を推進する。

2 フリーター・ニートをはじめとする若者の自立支援 26億円

(1) 地域若者サポートステーションの拡充強化 9.6億円

ニート等の若者に対する地域の支援拠点としての地域若者サポートステーションについて、メンタル面でのサポートが必要な若者に対してきめ細かい相談を行えるよう、専門支援体制の強化を図るとともに、箇所数を拡充する。

25カ所 → 50カ所

(2) 「若者自立塾」事業の推進 10億円

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業を推進する。

25カ所 → 30カ所

(3) 若者の自立支援に功績のある団体等に対する厚生労働大臣表彰等の支援(新規) 23百万円

若者が自立・チャレンジする機運を社会全体として高めるため、職業的自立の実現に顕著な功績が認められる企業、個人、団体に対し、厚生労働大臣表彰を行うとともに、表彰者等が意見交換を行うフォーラムを開催する。

3 学生から職業人への円滑な移行の支援 100億円

(1) 高校生向け就職ガイダンスの実施 4.9億円

職業への理解促進、就職活動の仕方などに関する講習を行う「就職ガイダンス」について、常用就職者とフリーターとの賃金や生活面での格差の実態等フリーター化の防止に資する内容を盛り込むなどの内容の再編を図るとともに、就職希望者が多い学校の希望者にガイダンスが実施できるよう支援する。

(2) 若者向けキャリア・コンサルティングの普及促進 40百万円

若者の職業キャリアの円滑な形成を促進するため、若者向けキャリア・コンサルタントに必要な能力要件についてノート等の自立も含めた課題にも対応できるよう見直しを行う。

4 現場の戦力となる若者の育成 78億円

(1) 「実践型人材養成システム」の普及促進（新規） 3.7億円

中小企業及び新規高卒者等に対し「実践型人材養成システム」（実習併用職業訓練）を普及・定着させるため、地域の事業主団体による先導的なモデル事業を実施し、その成果を全国に普及させるとともに、同システムに取り組む認定職業訓練施設や事業主等に対する支援措置を創設する。

(2) 産学官の連携による「実務・教育連結型人材育成システム」（日本版デュアルシステム）の普及促進（再掲） 74億円

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練の受講を促進するための体験講習や、実習先企業の開拓等企業や民間教育訓練機関の導入を促進することにより、実務・教育連結型人材育成システムの社会的定着を図る。

5 複線型の応募機会の拡大に向けた取組の推進 5億円

複線型採用の導入や採用年齢の引き上げについての好事例の提供、経営トップへの働きかけ、法的整備等の取組を行うとともに、学生職業センター等における求人企業への働きかけにより、若者の応募機会の拡大に向けた取組を推進する。

フリーター・ニート化防止に向けた取組の推進 (高校生向け就職ガイダンスの拡充)

平成 19 年度予定額 491 (380) 百万円

1 趣 旨

フリーター・ニートになることを事前に防止するためには、新規学卒者(在
学生)を対象として早い段階から職業意識の形成を支援し、フリーターになっ
た場合の不利な状況等について、事前の情報提供や指導・助言等を行うこと
が非常に重要である。

このため、民間委託により平成 15 年度から高校生を対象として実施して
いる「就職ガイダンス」について、「常用就職者とフリーターとの賃金や生活
面での格差の実態」等の内容を盛り込んで実施するなどの再編・拡充を行い、
フリーター・ニート化の防止に向けた取組をより一層強力に推進することと
する。

2 事業概要

○ 高校生向け「就職ガイダンス」の再編・拡充

現在、民間への委託により、高校生(2年生及び3年生)を対象として、
職業への理解促進、就職活動の仕方などに関する講習・演習を行う「就職ガ
イダンス」について、以下のとおり再編・拡充を行う。

① 内容の再編(※印が改善点)

- ・ 職業選択に関すること
※安定して働くことの大事さ、フリーターになった場合の不利な状況(賃
金等の格差)、非正規雇用から正規雇用への移行に係る現実などに重点
を置く(グループワーク形式)。
- ・ 地域の労働市場に関すること
※各地域における実際の求人状況に即した職業選択について重点を置く。
- ・ 基礎的素養の向上
- ・ 就職活動の進め方、面接等への対応策
※ボランティア活動等これまでの経験を、自己PRの材料として活用で
きるよう指導する。
- ・ 労働関係法令の基礎知識
- ・ 就職支援窓口の利用の仕方
※ハローワーク、ジョブカフェ等就職支援窓口のサービ内容や利用の仕
方について理解させる。

② 対象者の拡充

就職希望者が多い学校の希望者全員を対象として実施することにより、
フリーター・ニート化防止を図る。

「ジョブクラブ（就職クラブ）」方式による年長フリーターの常用就職の支援（新規）

平成19年度予定額 118（ 0）百万円

1. 趣 旨

- フリーターは景気回復を受けて減少しつつあるものの、25歳以上のフリーター（以下「年長フリーター」という。）は、平成15年推計で98万人、平成17年推計で97万人と滞留している状況にあり、こうした年長フリーターの常用就職の促進を図ることは重要な課題である。
- こうした年長フリーターについては、「希望職種が明確になってない」、「自分に自信がなく自己否定感が強い」、「就職に対するあせりが強い」といった状況からの確な就職活動を行えない者が多く、こうしたことが滞留の要因となっている。これらの者の常用就職を実現するためには、これらの者同士が相互に交流する場を設けることにより、あせりを解消し、自信を取り戻し、就職への意欲を高めることができるようにした上で、グループワークの手法等を駆使しながら行い、主体的な就職活動を促していくことが効果的である。
- このため、若者支援を行っているNPO法人等民間のノウハウを活用し、若者が経験交流・グループワーク等の中で、適職の探索や就職活動方法の習得等を行い、主体的に就職活動が展開できるように支援する「ジョブクラブ」方式の取組を新たに実施し、年長フリーターの常用就職の促進を図る。

2. 事業内容（実施の具体的なイメージ）

- 10人前後を1グループとして、以下の支援を実施（原則3か月間）。
 - ① 「就職活動の仕方・仕事の選び方について」、「年長フリーターを脱却し就職した者の成功談」、「職業訓練の具体的な紹介や活用方法について」等の「セミナー」の実施
 - ② 「就職活動に際しての不安や課題・自分の考え方」、「就職活動中での成功・失敗談」、「フリーター脱却に向けてこれまで取り組んだこと」など材料として参加者同士が相互に交流する「経験交流」の実施
 - ③ グループの者同士で、「仕事選びの考え方」や「具体的な就職活動の仕方」、「企業への自己PRの仕方」などについてのお互いに助言を行う「グループワーク」の実施
 - ④ グループでの（短期的な）「就業体験」の実施
- ハローワークから、「ジョブクラブ対象者」を誘導するとともに、ヤングジョブスポット、地域若者サポートステーションとも連携して対象者の確保を図る。
- 本事業については、特に年長フリーター数の多い大都市部のヤングワークプラザ（東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫）及びその他の主要都市部（北海道、埼玉、千葉、福岡）のハローワークにおいて実施する。

若年者雇用促進特別奨励金の創設について

平成19年度予定額 150百万円（新規）

1 趣 旨

新規学卒者の雇用情勢が改善する中で、改善が遅れている年長フリーター（25歳～34歳のフリーター）の安定した雇用を促進することは喫緊の課題であり、また、フリーターの有配偶者率については、正社員に比較して低い水準にあり、少子化対策の観点からも若者の安定した雇用の場の確保が重要となっている。

その一方で、年長フリーターについては、非正規労働者であった期間が長く、能力開発の機会に乏しかったため、事業主が雇用する場合には、教育・研修などより手厚いサポートを実施することが必要になる。

このため、正社員としての就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーターについて、トライアル雇用後に、常用雇用に移行した事業主の教育研修に係る負担を軽減することを通じ、安定した雇用を促すため、若年者雇用促進特別奨励金（仮称）を創設する。

2 事業内容

正社員としての就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーターについて、トライアル雇用後に、常用雇用（雇用期間の定めのない雇用契約）に移行した事業主に対して、30万円（20万円）を支給（※）する（対象人員：4,700人）。

25歳以上30歳未満	20万円
30歳以上35歳未満	30万円

※常用雇用移行後、半年経過ごとに半額ずつ支給。

3 事業実施期間

子ども・子育て応援プランの計画期間（平成21年度まで）

ジョブカフェについて

平成19年度予定額 2,629 (2,575) 百万円

1 概要

各地域で増加する若年失業者、フリーターを安定した雇用機会に結びつけるとともに、学校在学中からの職業意識啓発を通じ、これらの発生を未然に防止するため、経済団体等関係機関の連携の下、若年者に対する幅広い就職支援メニューをワンストップで提供。

2 対象者

概ね30歳までの若年者全般（失業者、フリーター、新規学卒者含む）

3 具体的な委託事業の内容

以下のような幅広い支援をワンストップで提供。

（※具体のメニューは、地域の実情に応じて地域が決定）

- (1) 中・高校生に対するジュニア・インターンシップ、職場見学受入れ、企業からの講師派遣（キャリア探索プログラム）への協力に関する広報・啓発、協力企業の開拓、情報提供
- (2) 高校生の保護者の就職に関する意識の啓発
- (3) 高校の進路指導担当者の知識・能力の向上のための支援
- (4) 若年者の採用拡大のための広報・啓発等
- (5) 若年者採用好事例の収集・提供
- (6) 若年者に対する企業説明会の実施
- (7) 若年者に対する職場実習の機会の確保
- (8) 内定者に対する講習会の実施
- (9) 若年者による集団就職活動の支援
- (10) ネットカウンセリングの実施
- (11) フリーターに対する支援
- (12) 若年労働者の職場定着促進に関する支援の実施（19年度新規）
- (13) ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援（19年度新規）
- (14) その他若年者の就職を容易にするための事業

※ 上記のメニューと併せ、ハローワークの併設等により、職業相談、職業紹介を実施（平成18年10月現在、39都道府県で併設）

4 設置主体

都道府県

5 設置箇所

46都道府県95箇所開設（平成18年10月現在）

若年者トライアル雇用による常用雇用の促進

平成19年度予定額 5,815 (9,900) 百万円

1 趣旨

フリーターや未就職卒業者等若年失業者は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、事業主がこれらの者を一定期間試行雇用することにより、企業の求める能力等との水準と若年求職者の現状の格差を縮小しつつ、その適性や業務遂行可能性を見極め、試行雇用後の常用雇用への移行を図る。

また、長期若年無業者等を対象に、働く自信と意欲を高めつつ、段階的に常用雇用への移行を促進するため、短時間勤務による試行雇用事業を実施する。

2 概要

(1) 対象者

ハローワークに求職申込みをしており、職業経験、技能、知識等の状況等から試行雇用が適当であると判断される35歳未満の者。

(2) 事業の流れ

- ① トライアル雇用求人に対し、対象者を紹介
- ② トライアル雇用実施事業所は、トライアル雇用開始後2週間以内にハローワークに実施計画書を提出
- ③ トライアル雇用実施事業所は、トライアル雇用終了後1か月以内に実施報告書等を添付した支給申請書を提出
- ④ ハローワークは、トライアル雇用実施事業所に対し、トライアル雇用実施者1人1ヶ月につき4万円を最大3ヶ月支給。

フリーター常用就職支援事業の推進

平成19年度予定額 626 (607) 百万円

1 目的

フリーターに対しては、その常用雇用化を図るため、平成18年度より全国のハローワークにおいて、各種就職支援を実施してきたところであるが、平成19年度においても引き続き就職支援を実施し、常用雇用の促進を図る。

2 事業の内容

全国のハローワークにおいて、広くフリーターを対象に、常用雇用化に向けた一貫した就職支援措置を引き続き実施する。

具体的には、支援対象者ごとの課題に応じ、具体的支援メニュー（以下(1)の支援策の適切な組み合わせ）を実施する。

(1) 各種支援策の実施

- ① 就職活動に関する個別相談・指導助言（フリーターとしての職務経験を活用した企業へのPR方法に係る助言等）
- ② 継続的な求人情報提供
- ③ フリーターを対象とした面接会の開催
- ④ 職業相談・職業紹介 等

(2) 「フリーター常用就職サポーター」の配置

全国の一一定規模以上のハローワークにおいて、上記(1)の就職支援業務を担当する「フリーター常用就職サポーター」を配置し、フリーター常用就職支援事業を効果的に推進する。

ヤングワークプラザにおけるフリーター就職支援機能の強化

平成19年度予定額 400 (518) 百万円

1. 趣 旨

- フリーターについては、正社員での就職を希望している者が多いが、その就職意識の度合は様々であり、特に「希望職種が明確になっていない者」については、その特性に即応した効果的な就職支援を専門的に行うことが必要である。
- このため、ヤングワークプラザ（東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫の5カ所）を、希望職種が明確になっていないフリーターに対する個別就職支援の専門施設と位置づけ、職業適性診断の実施や、就職活動の具体的な計画を記述した「常用就職実現プラン」の策定など、計画的できめ細かな個別の就職支援を行い、常用就職支援の機能の強化を図ることとする。

2. 事業内容

(1) 個別就職支援機能の強化

希望職種が明確になっていないフリーターを対象として、職業適性診断、個人ごとの具体的な就職活動の計画を記述した「常用就職実現プラン」の策定及び同プランに基づく個別の求人開拓や職業相談等、計画的できめ細かな個別の就職支援を実施する。

(2) 「出張相談会」、「就職面接会」の実施

希望職種が明確になっていないフリーターの多くは、就職意識が低く、公的支援機関の存在自体を知らない場合も多いため、ヤングワークプラザに当該フリーターを引きつけ、幅広く支援を行うことができるよう、ジョブカフェ、若者支援を行うNPO法人等とも連携しつつ、庁舎外で求人情報の提供、個別相談を行う「出張相談会」を実施する。

また、当該フリーターは書類選考では採用に結びつきにくいいため、本人と企業とが直接会うことにより就職機会が獲得されるよう「就職面接会」を実施する。

(3) 「常用就職支援セミナー」の実施

様々な職業に関する知識の提供や求人動向を踏まえた職業選択など、希望職種が明確になっていないフリーターの適切な職業選択やフリーターから脱却するための就職活動に資する内容に重点化する。

学生職業センター等における若年者の応募機会の拡大に向けた取組の推進

平成19年度予定額 503 (461) 百万円

1 目的

若年失業率が引き続き高い水準で推移しており、フリーターについては201万人と依然として200万人を越えている状況にある。これは、新規学卒採用が特に厳しい状況にあった就職氷河期に正規雇用されなかった者が、企業において「学卒一括採用」を重視していること、既卒者の募集についても年齢等の条件が付されていることから、正社員として採用されにくいことが1つの大きな要因になっていると考えられる。

このため、学生職業センター（都市部7カ所）、学生職業相談室（40カ所）において、大卒等求人を申し込んでいる事業主（以下「求人事業主」という。）に対して、既卒者についても採用が進むよう助言等の支援することを通じて、若年者の応募機会の拡大を図ることとする。

2 事業内容

(1) 学生職業相談員（仮称）への再編・拡充配置

現在、学生職業センター等に配置している大卒求人サービス推進員、学生職業センター相談員及び学生職業相談室相談員を新たに「学生職業相談員(仮称)」として再編・拡充し、既卒者の応募・採用機会の拡大を図るため、求人事業主に対して、既卒者に係る情報提供や応募・採用に関するアドバイスの業務を新たに行う。

(2) 既卒者を対象とした面接会等の実施

既卒者を対象とした面接会を実施するなど必要な支援を行い、既卒者でも応募可能な求人との効果的なマッチングを図ることとする。